

武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の
一部を改正する条例

武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
	<p><u>（指定管理者候補審査委員会）</u></p> <p><u>第5条の2 前2条の規定による候補者の選定を公正かつ適正に行うため、選定を行う公の施設ごとに武蔵野市指定管理者候補審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 審査委員会は、市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について必要な事項を調査し、審議し、及び答申する。</u></p> <p><u>3 同一の審査委員会において複数の公の施設における候補者の選定について調査し、及び審議することが適当であると市長等が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該選定ごとに審査委員会を設置することができる。</u></p> <p><u>4 審査委員会は、市長等が委嘱又は任命する委員7人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>5 審査委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期</u></p>	<p>条の追加</p>

	<p>は前任者の残任期間とする。 ただし、再任を妨げない。</p> <p>6 審査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>7 審査委員会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。</p>	
--	--	--

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）
- 2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。
次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除</p>	<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除</p>	

<p>く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(54)まで (略)</p> <p>(55)から(63)まで</p> <p>第3条 第1条第13号から第60号までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。</p> <p>第4条 第1条第61号から第63号までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="231 1265 662 1736"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投票管理者から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで (略)		投票管理者から選挙立会人まで (略)		備考 (略)		<p>く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(54)まで (略)</p> <p><u>(55) 指定管理者候補審査委員会</u> <u>の委員</u></p> <p>(55)から(64)まで</p> <p>第3条 第1条第13号から第61号までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。</p> <p>第4条 第1条第62号から第64号までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="710 1265 1141 1736"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>指定管理者候補審査委員会の委員</u></td> <td>// 12,000円</td> </tr> <tr> <td>投票管理者から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで (略)		<u>指定管理者候補審査委員会の委員</u>	// 12,000円	投票管理者から選挙立会人まで (略)		備考 (略)		<p>号の追加</p> <p>号の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>項の追加</p>
職名	報酬額																			
財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで (略)																				
投票管理者から選挙立会人まで (略)																				
備考 (略)																				
職名	報酬額																			
財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで (略)																				
<u>指定管理者候補審査委員会の委員</u>	// 12,000円																			
投票管理者から選挙立会人まで (略)																				
備考 (略)																				

(提案理由)

公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定に係る審査を行う附属機関として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、武蔵野市指定管理者候補審査委員会を設置し、必要な事項を定めるた

め、所要の改正をするものである。